

坂田公認会計士事務所通信 11 月号

お客様各位

平成 23 年 11 月 1 日

中秋の候、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

11 月に入り冷え込む日も増えることから、体調を崩しやすくなっていますので、皆様方におかれましてはお気をつけください。

さて、今月の事務所通信は下記の 4 項目についてまとめました。

1. 平成 23 年度税制改正の注意点
2. 就業規則の注意点～採用時
3. 助成金～突然の改廃に注意
4. 今月のコラム～円高を逆手に取る？

1. 平成 23 年度税制改正の注意点

先月号でも説明しましたが、現時点で確定している平成 23 年度税制改正で、大きな変更としては、消費税の課税方式について、課税売上が 5 億円を超えると平成 24 年から変更されることぐらいです。

所得税では、上場株式等の配当所得や譲渡所得の 10%の軽減税率が平成 25 年 12 月 31 日まで 2 年間延長されることですが、この株価の低迷時期に株式売却益を得られれば大したもの、政策の効果は来年以降に現れるのでしょうか。

来月以降、来年度税制改正の方針が明らかにされますので、その都度ご説明していきます。

2. 就業規則の注意点～採用時

従業員を採用する際に、問題社員を排除することが重要になってきます。きっちり面接を行っても、採用時だけでは問題社員を見抜けないことがあります。また、最近ではうつ病による長期職場離脱も増えていることから、採用時に病歴などを調べておきたいものです。

そのため、現在の就業規則で試用期間が 3 か月程度で、延長する記載が無ければ要注意です。少なくとも試用期間は 6 か月程度とし、そして試用期間の延長もあることを加える必要があります。

そして、うつ病などの既往症に関する従業員からの回答書を採用時に入手し、もし、不実の回答が行われた場合は労働契約の解約も出来る旨の記載を就業規則に記載することも必要です。

一度、就業規則を見直してみてもいいでしょうか。

3. 助成金～突然の改廃に注意

育児休業を取得させた中小企業に対して、中小企業子育て支援助成金が支給されますが、この助成金が今年の 4 月に改正され、平成 23 年 9 月 30 日までに育児休業が終了することが要件とされたことから、事実上今からの休業では支給されなくなりました。4 月の時点で 9 月末までに 6 か月の休業を終わらせることは不可能であり、実際には 4 月で新規の休業による申請は打ち切られたようなものです。

助成金は年度が代れば消滅したり、また、申込み多数により予算が消化されると年度途中でも突然打ち切られることがあり、その動向にはよく注意しなければなりません。

では、育児休業の代わりとして、今後は育児のための労働時間を短縮することで助成金は受給することを考えていけば大丈夫です。「子育て期短時間勤務支援助成金」は、従来 21 世紀職業財団で取扱われ

坂田公認会計士事務所通信 11 月号

ていたものが、事業仕分の結果、都道府県の労働局へ変更されたものです。

むしろ、休業よりも労働時間短縮の方が会社にとっては代替要員を確保せずに総人件費を削減でき、また、従業員にとっても給料の減少が抑えられて、使いやすいかもしれません。

4. 今月のコラム～円高を逆手に取る？

東日本大震災以降の 1 ドル 76 円台の円高は定着した感があります。これ以上続くと、日本からの輸出は採算が合わず、国内産業の空洞化にもなりかねないと皆様は危惧されていると思います。

それを上手く利用して儲けようとする動きが出ています。これはヘッジファンドなどのプロの機関投資家だけでなく、一般人で見受けられるそうです。皆様もよく耳にされる F X（外国為替証拠金取引）を利用すれば、誰でも外国為替の先物取引が出来るのです。10 月後半にギリシャ債券が半分切捨てられることで決着し、これでユーロが落ち着いてくれば、政府の円高対策の効果が現れることを期待して、F X 取引に注力する方が増えているのです。

私は金融投資というものを全くしておりませんが、F X に関して印象深いことが今から数年前にありました。商工会が主催する小規模事業者向けの申告相談会で、ある自営業者から、F X 取引で数千万円も儲けたが、これを他の損失と相殺できないかとの相談があったのです。その方は本業の方がさっぱりだったので、損益通算をして税金を減らしたいのです。

当時の F X 取引の税制は取引所上場と店頭取引では扱いが異なっており、その方は店頭取引だったので雑所得内での損益通算しか認められていませんでした。いずれにせよ、事業の損失との通算はできませんと説明し、その方はしぶしぶ帰られました。

さて、皆様にご注意していただきたいのは 2 点です。

一つは、F X 取引税制が平成 23 年から変更され、店頭取引も申告分離課税となり、他の雑所得との通算はできなくなりましたが、損失が生じた場合は 3 年間繰り越せることです。

そして、もう一つは現在の F X は証拠金で取引できる倍率規制が当時の 20 分の 1 以下となったことで大儲けできなくなっており、また、F X を始めた方の大半は損切りによりすぐに証拠金を使い果たし、退出していることです。

私の考えですが、厳しい時こそ浮利を追わず、じっとチャンスが来るのを待つことが大事です。

10 月 7 日の神戸商工会議所のセミナーにお申込みいただき、有難うございました。

これからも、経営に有用なお知らせを行っていきます。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

坂田公認会計士事務所 株式会社ビジネストラスト

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@eto.eonet.ne.jp HP <http://www.taxac.jp/sakata/>